

法令改正に伴い**消火器設置**に関する**立入検査**を実施しています！

小規模飲食店等への消火器が義務化



火を使用する
設備又は
器具がある？

はい

義務あり

いいえ

義務なし

2016年の糸魚川大規模火災を受けて、消防法施行令が改正され**2019年10月1日**から、原則として火を使用する全ての飲食店に消火器の設置が必要となりました。
◆これまでは150㎡以上の飲食店に消火器の設置義務がありました。（一部条件を除く）

※ 消防予第246号:消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

※ 消防予第247号:消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について(通知)

以下の装置があれば消火器の設置は免除できます。

1.調理油過熱防止装置

鍋等の過度な温度上昇を検知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置。

2.自動消火装置

厨房設備における温度上昇を感知して自動的に消火薬剤を放射することにより火を消す装置

3.圧力感知安全装置

過熱等によりカセットボンベ内の圧力上昇を感知し自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給が停止されることにより火を消す装置

○ 調理油過熱防止装置

× 立ち消え防止安全装置



ガスコンロ

消火器設置後の注意点



標識も忘れずに設置しましょう！

6ヶ月ごとに点検し、**1年に1回** 管轄消防署へ「**点検結果報告書**」を提出しましょう！！

消火器設置義務対象施設においては、点検及び消防署への報告が必要になります。

※ 消火器の点検の仕方、点検報告の仕方